

要支援1・2、総合事業の事業対象者の方へ

# いつまでも元気であるために、短期間・集中的に リハビリ専門職のアドバイスが自宅で受けられます

- 事業名：総合事業訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービスC）  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に自宅へ訪問してもらい、  
要支援状態の維持・改善のためのアドバイスが受けられます。

➤ 実施場所

自宅

➤ 期間、回数

3ヶ月間で7回まで（ひと月に3回まで）

1回60分程度



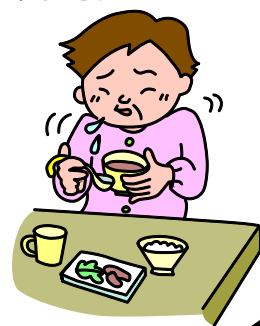
骨折して入院。退院したらもう一度、  
仲間と一緒に『いきいき百歳体操』に  
通いたいけれど、自信がない。

↓  
身体の状態と住環境を  
評価してもらい、転倒の  
原因とその予防方法を  
見つけることができます。  
『いきいき百歳体操』を  
続ける工夫も相談できます。



食事がおいしく食べられないため、  
体重が減ってきた。元気であるために、  
しっかり食べ続けたいのだけれど。

↓  
口やのどの機能、  
姿勢やいすの設定など、  
食べにくい原因を  
見つけて、改善方法を  
相談できます。



## ● 対象者

次の3つのすべてに当てはまる者

1. 要支援1・2、総合事業の事業対象者
2. 現在リハビリテーションサービスを受けていない者
3. 生活機能を向上したいという思いがあり、担当ケアマネジャーと相談の上  
本事業の利用が適切であると評価された者

## ● 費用

1回あたり、866円

## ● 申し込み方法

担当ケアマネジャーと相談の上、  
姫路市役所に申請書を提出してください。

事業の問い合わせ先  
姫路市役所 地域包括支援課  
電話番号：079-221-2842